

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、  
下記の件を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 元 年 6 月 5 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

記

庁用車（環境政策課庁用車）の接触事故の和解について

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による平成24年12月20日議会の議決により指定された「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年5月27日

国立市長 永見理夫

### 記

#### 庁用車（環境政策課庁用車）の接触事故の和解について

平成30年12月13日、国立市富士見台4-4矢川上公園北東交差点において発生した庁用車（環境政策課庁用車）の接触事故について、次のとおり和解する。

#### 1 和解の相手方

住 所 東京都国分寺市内  
氏 名 A

#### 2 和解の内容

- (1) 国立市は、本件事故に関し、治療費等の損害賠償金として、52,170円の支払義務があることを認める。
- (2) 上記(1)により、国立市は、A氏に52,170円を支払う。
- (3) 上記以外の債権、債務はない。